



2023年10月16日

各 位

会社名 菱洋エレクトロ株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 中村 守孝
(コード番号：8068 東証プライム)
問合せ先 執行役員 管理本部長 高橋 正行
(電話番号：03-3543-7711)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2019年3月11日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役報酬額の変更に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。そして、当社と株式会社リョーサン（以下「リョーサン」といい、当社とリョーサンを総称して「両社」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について、本日別途開示しております「菱洋エレクトロ株式会社と株式会社リョーサンの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する最終契約書締結のお知らせ」に記載のとおり、2024年4月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社を設立いたします。それに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、本制度の改定を決議し、当該改定に関する議案を2023年12月19日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、上記の取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行ってまいります。

記

1. 本制度改定の目的

当社は、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100千株以内とすることなどについてご承認いただいております。本臨時株主総会において、「株式会社リョーサンとの株式移転計画書承認の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、持株会社体制に移行することになりますが、持株会社体制に移行した後においても、これまでに対象取締役に対して付与した譲渡制限付株式について譲渡制限を引き続いて課すことが、対象取締役に持株会社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、また、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることになると判断し、以下のとおり、本制度の内容について一部改定を行うことといたします。

2. 本制度の改定の概要及び条件

従来の本制度では、合併その他の組織再編等に際して、法人とその役員等との間のインセンティブ構造が大幅に変更されることを踏まえ、譲渡制限付株式割当契約の内容として、概要、「譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期

間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する」旨の定めを含めることについてご承認いただいております。

今般の改定は、これまでに対象取締役が付与した譲渡制限付株式について、本経営統合による持株会社体制への移行後も引き続き譲渡制限を課すために、上記の定め「ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。」との文言を追記し、かつその他必要な改定を行うものであることから、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本臨時株主総会において今般の改定に係る議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも今般の改定内容を反映させるべく、当該譲渡制限付株式割当契約に定める方式に従い、所定の手続を行う予定です。また、当該譲渡制限付株式割当契約に係る当社の契約上の地位及び権利義務については、本臨時株主総会において本経営統合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、2024年4月1日をもって、本経営統合に係る株式移転計画の効力発生により設立されるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社に承継されるものといたします。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度の内容に変更はございません。本制度の内容については、2019年3月11日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役報酬額の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上